

送 付 書

平成 28 年 3 月 18 日

朴 鐘 碩 様

(Fax. 045-871-5643)

107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館1451区

西 綜 合 法 律 事 務 所

Tel. 03-3475-1641 Fax. 03-3475-1579

弁 護 士 富 田 美 栄 子



下記事件につき、下記書類を送付いたします。受領した旨を裁判所及び当職宛御連絡くださいますようお願い申し上げます。

【事件の表示】

東京地方裁判所民事第24部合議D係

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件
当 事 者 原 告 唯野久子 ほか
被 告 株式会社東芝 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件
当 事 者 原 告 長野 寛 ほか
被 告 株式会社東芝 ほか

【送付書類】

準備書面(3)

※尚、グリーンコピーを おろして
郵送致します。

受 領 書

上記書類を受領いたしました。

平成 年 月 日

弁 護 士



東京地方裁判所民事第24部合議D係

御 中

(Fax. 03-3581-5444)

弁 護 士 富 田 美 栄 子

行

(Fax. 03-3475-1579)

副 本

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 唯野久子 ほか

被 告 株式会社東芝 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 長野 寛 ほか

被 告 株式会社東芝 ほか


準 備 書 面 (3)

平成28年3月18日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告株式会社東芝訴訟代理人

弁護士	西	迪	雄
	向	井 千	杉
	富	田 美 栄	子
	渡	邊 和	之
	小	林 幸	弘
	吉	岡 雅	史



被告東芝は、原告唯野らの第5準備書面並びに原告朴らの第3準備書面、第4準備書面及び証拠申出書（平成28年3月2日付け、同月9日付け）に対し、次のとおり答弁及び主張する。

なお、略語については、従前の例による。

第1 原告唯野らの第5準備書面について

1 原告唯野らの主張の概要

原告唯野らは、第5準備書面の「第1章」（4～52頁）において、本件原子炉等の「欠陥」なるものを主張し、「第2章」（52～65頁）において、被告らには本件事故について「重過失」がある旨を主張したうえ、「第3章」（66～69頁）において、責任集中制度を規定する原賠法4条1項、3項の適用違憲に関する従前の主張を補充するとして、「原賠法4条1項、同条3項が定める責任集中制度が……憲法上の権利……に違反しないとしても」、原賠法4条1項、3項の規定は「合憲限定解釈」されるべきであり、少なくとも「①原発メーカーに重過失が認められること」及び「②原発事故による被害の規模が、原賠法の想定を大きく上回ること」の要件がいずれも充たされる場合には、同規定の適用は違憲となるといい、本件事故については、上記①、②の要件がいずれも充たされているから、「本件原発事故に、裁判所が責任集中制度を適用して原発メーカーである被告らを救済することは、……憲法に反し許されない」（原告唯野らの第5準備書面69頁）と主張する。

2 本件原子炉等の「欠陥」及び被告東芝の「重過失」なるものは検討する必要があること

しかしながら、原告唯野らの主張は、原賠法が違憲無効であること、又は東京電力が無資力であることを前提とする点において既に誤りであることから、本件原子炉等の「欠陥」なるもの及び原発メーカーである被告らの「重過失」なるものを検討する必要はない。この点については、被告東芝が既に主張したとおりである。

3 責任集中制度の文言を限定して解釈することはできないこと

(1) また、以下に述べるとおり、原告唯野らの主張するように、故意または重過失の場合には責任集中制度による免責を認めるべきではないとして、本件事故については、原賠法の責任集中制度の文言を限定して解釈するなどということはできない。

(2) けだし、責任集中制度を規定する原賠法4条1項、3項は、原子力事業者以外の者における故意・過失の有無や、原子力損害の規模等を一切問うことなく、一義的に明確な文言によって、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」、「原子力損害については、……製造物責任法……の規定は、適用しない。」と規定しているのであるから、原賠法の文理上、原告唯野らが主張するような「限定解釈」は、およそ成立する余地がない。

とりわけ、原子力事業者以外の者が原子力事業者から求償を受け得る場合について規定する原賠法5条1項（平成26年11月28法律第134号による改正前のもの）が、同法4条1項、3項とは異なり、明文をもって、その適用を原子力事業者以外の者に故意が存する場合に限定していることと比較対照すれば、同法4条1項、3項が、あえて、原子力損害の被害者との関係においては、原子力事業者以外の者の故意・過失の有無等を問うことなく、原子力事業者に責任を集中させたものであることは、明らかである（そのような理解が、立法当時から当然の前提とされていたことについては、丙第2号証・我妻榮「日本における原子力災害補償に関する問題」248頁の(1)(e)や、丙第8号証・竹内昭夫「原子力損害二法の概要」32頁3段目の(2)、特に34頁の1段目などを参照）。そして、このように、原子力事業者以外の者における故意・過失の有無等を問うことなく、原子力事業者に責任を集中させることによってこそ、被害者は、原子力事業者に対し損害賠償請求をすることのみにより完全な賠償を得ることができ、また、保険の細分化によるコスト高、手続の煩雑化等の弊害を避けることができるのであって、被害者保護に資することとなるのである。上記の原賠法の規定は、実質的にも妥当・合理的なものである。

(3)ア この点に関し、原告唯野らは、一般的な約款解釈法理において、約款を設定した事業者が故意等が存する場合には、当該約款の免責規定の効力が否定される場合があるといい、「原子力損害についてのみ、法令によって

広範な免責の効力を認めることは、原子力損害の甚大さ等その損害の内容に鑑みると、相当慎重でなければならない。」と主張する（原告唯野らの第5準備書面67頁）。

しかしながら、原賠法は、法律の明文をもって、原子力事業者以外の者の責任を免除する旨の規定を設けているのであり、被告らも、約款による免責を主張するものではなく、あくまで法律の明文により規定された免責を主張しているのである。

原告唯野らの主張は、法律の明文による免責と約款による特約としての免責を同列に論じるものであって、法律の基本的理解を誤る的外れなものというほかない。

イ 次いで、原告唯野らは、原発メーカーである「被告らが原発の高度の危険性をコントロールでき、またコントロールしなければならない立場にあること」などといい、「原発メーカーたる被告らの故意または重過失によって原子力損害が発生した場合にまで一切免責されるとすれば、それは著しく不合理であり、原賠法の目的たる『被害者の保護』および『原子力事業の『健全』な発達』と相容れないこととなる。」と主張する（原告唯野らの第5準備書面67頁）。

しかしながら、原賠法は、原子力事業者以外の者については、原発メーカーであるか否かにかかわらず、その免責を明定しているものであるから、原発メーカーについてのみ、故意・重過失の場合には免責しえないなどという法解釈は成り立ち得ず、むしろ、原賠法の規定に鑑みれば、そのような法解釈は、平等原則（憲法14条1項）に違反するというほかない。もとより、原子力事業者の無過失責任及び原子力事業者への責任集中（原子力事業者以外の者における故意・過失の有無を問わない。）をはじめとする、原賠法が構築した損害賠償制度によってこそ、「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」という原賠法の2つの目的が達成されるのであるから（被告東芝の答弁書の第2・2（4～17頁）、準備書面(1)の第

2・1（3～13頁））、この点に鑑みても、原告唯野らの上記主張は理由がないことは明らかである。

ウ さらに、原告唯野らは、国の援助を受けたうえで実施されている東京電力による被害者への賠償が不十分であるといい、責任集中制度が「かえって『被害者の保護』という原賠法の目的を阻害している」と主張する（原告唯野らの第5準備書面68頁）。

しかしながら、被告東芝の答弁書及び準備書面(1)9頁において詳述したとおり、東京電力から賠償を受けられない者がいるとすれば、それは、法的に賠償請求権を有しない等理由があるのであり、東京電力が法的に賠償義務を負う者については、現に、原賠法16条の政府の援助を具体化する支援機構法の枠組みの下、賠償が進められているのであるから、責任集中制度が「被害者の保護」という原賠法の目的を阻害しているなどということはない。したがって、原告唯野らの上記主張は理由がない。

エ また、原告唯野らは、責任集中制度により侵害される原告らの憲法上の権利の侵害の程度は極めて重大であるといい、「責任集中制度に基づく免責規定が、何らの限定も付されないまま、本件訴訟において適用されることは、憲法上許されない」と主張する（原告唯野らの第5準備書面68～69頁）。

しかしながら、被告東芝の答弁書の第2・2（4～17頁）、準備書面(1)の第2・1（3～13頁）において詳述したとおり、原賠法は、原子力事業者の無過失責任及び原子力事業者への責任集中をはじめとする特別な損害賠償制度を構築することにより、原子力損害の被害者を、一般の不法行為等の被害者と比較しても手厚く保護しているのであって、同制度が、原子力損害の被害者が有する憲法上の権利を侵害するものでないことは明らかである。したがって、原告唯野らの上記主張もまた、理由がない。

4 まとめ

以上のとおりであるから、本件原子炉等の「欠陥」、被告らの「重過失」を

問擬し、責任集中制度を規定する原賠法4条1項、3項の適用違憲なるものをいう原告唯野らの主張は、すべて理由がない。

第2 原告朴らの第3準備書面、第4準備書面及び証拠申出書（平成28年3月2日付け、同月9日付け）について

1 原告朴らの第3準備書面における訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告朴らの被告東芝に対する請求をいずれも棄却する。
 - (2) 訴訟費用は原告朴らの負担とする。
- との判決を求める。

2 原告朴らの第4準備書面における主張に理由がないこと

(1) 原賠法が違憲無効である旨の主張について

原告朴らは、第4準備書面において、原賠法が違憲無効である旨の主張を追加し、「原賠法は……日本国憲法の平和主義や基本的人権尊重主義にも反する違憲立法である」（2頁）と述べ、「原発の存在と稼働が人権を侵害しているだけでなく、憲法9条等に反し違憲である」（7頁）などとも述べる。

しかしながら、原賠法が違憲無効となる余地がないことは、被告東芝の答弁書の第2・2（4～17頁）、準備書面(1)の第2・1（3～13頁）において詳述したとおりである。

また、原賠法が、憲法が定める平和主義、基本的人権の尊重及び憲法9条に違反しているなどということはなく、原告朴らの主張は、憲法論・法律論としておよそ成り立ち得ないものである。

したがって、原告朴らの上記主張は理由がない。

(2) 原告朴らの精神的損害は原子力損害に該当しない旨の主張について

被告東芝の準備書面(1)18～19頁において述べたとおり、本件事故と相当因果関係がある損害については、すべて責任集中制度により原子力事業者である東京電力のみが責任を負い、被告らはその責任を負う余地はなく、他方、本件事故と相当因果関係を有しない損害は、そもそも、不法行為ないし

製造物責任法によっても、相当因果関係を有しないものとして、所詮被告ら
がその賠償責任を負うものではない。

これに対し、原告朴らは、第4準備書面3頁、5頁において、被告らが「『相
当因果関係論』を絶対化している」のは誤りであるなどとした上、「事故と
被害を直接的・直近的・一時的なもの（被害事実）に限定する『相当因果関
係論』ではなく、経験則的に推測しうる間接的・将来発生的・継続的なもの
（被害事実）にまで拡張する必要性がある原子力公害時代には『事実的因果
関係論』が適切である。」と主張する。

しかしながら、原告朴らの上記主張においては、「事実的因果関係」及び
「相当因果関係」の語が、法律実務・学説において一般に通用している意味
とは異なる意味で用いられており、その主張は趣旨不明であって、独自の見
解といわざるを得ず、その誤りは明らかである。

(3) 時効について

被告東芝の準備書面(1)19頁において述べたとおり、選定者のうち、平成
26年3月11日以降に選定当事者を選定したものについては、その請求が
本件事故に起因する損害を主張するものであるとすれば、その請求権は、本
件事故の日である平成23年3月11日から3年の消滅時効期間の経過とと
もに時効が完成したものである（民法724条、製造物責任法5条1項）。

これに対し、原告朴らは、第4準備書面3頁、6頁において、本件の「損
害賠償請求については、被害が継続的で、将来的に発生するような『晩発性
損害』に当たるから、被害の全体が明確化するまでは消滅時効は成立しない。」
と主張する。

しかしながら、原告朴らが主張する精神的損害なるものが、本件原発事故
と法的因果関係を有する精神的損害をいうのであれば、その精神的損害は、
本件原発事故の時に生じたものというほかなく、当該損害をもって継続的、
将来的、晩発的なものであるといえないことは明らかである。したがって、
原告朴らの上記主張は理由がない。

- 3 原告朴らの証拠申出書（平成28年3月2日付け、同月9日付け）について原告朴らは、証拠申出書（平成28年3月2日付け、同月9日付け）において、明治学院大学教授・熊本一規及び大阪経済法科大学教授・澤野義一の証人尋問の申出をする。

しかしながら、上記証人尋問の申出に係る立証趣旨・尋問事項は、結局のところ、原賠法及び支援機構法の合憲性や解釈など、現行国内法の解釈・適用それ自体を内容とするものであって、証人が過去に経験した事実ではないから、証人尋問の対象にはなり得ない（なお、このような現行国内法の解釈・適用は、本来、裁判所の専権事項・職責に属するものであるから、鑑定の対象にもなり得ない。）。

そして、上記のような原賠法及び支援機構法の合憲性や解釈については、原告朴らが、既に準備書面において主張し、書証（戊第18号証、第19号証）を提出しているところであるから、これに重ねて上記各教授の証人尋問を行う必要性は、何ら存しない。

したがって、原告朴らの上記証人尋問の申出は、却下されるべきである。

第3 結語

以上のとおり、本件訴訟における主張・立証は既に尽くされており、原告らの請求に理由がないことは明らかであるから、速やかに口頭弁論を終結のうえ、その請求を排斥する旨の判決がなされるべきである。

以 上